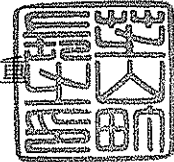


芝 建 第 9 号
平成19年4月27日

国土交通省道路局長 様

芝山町長 相川 勝重



中期的な計画の作成にあたっての意見について（回答）

平成19年4月2日付け国道企第114号で依頼のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 緊急災害時の早期復旧活動実施のための予算措置
2. 道路特定財源は、地方道路整備へ優先的に配分
3. 地方の生活道路（歩車道分離）の整備
4. 千葉県内、外房地域の生活道路の整備
5. 通勤・通学・通院等の日常の生活を支える生活幹線道路の整備
6. 地域を活性化する都市や交通拠点を連携する道路整備